

審議会の運営について

1 審議会の進め方について

(1) 会議時間について

- ・原則として、1 回の会議について概ね 2 時間程度とする。

(2) 上越市審議会条例第 6 条に基づく対応

- ・審議会は、会長が招集し、会長が議長となることとする。
- ・審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- ・審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによることとする。

2 審議会の日程

- ・審議会の日程は、別紙「資料No. 4 上越市総合計画審議会 開催計画（案）」のとおり行うものとする。

3 会議情報の公開について

(1) 会議及び会議録の公開

- ・会議及び会議録については、「上越市審議会等の会議の公開に関する条例」及び「上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則」に基づき、原則として公開する。

(2) 委員名簿の公開

- ・委員名簿は、公開する。名簿には、名前、所属等を記載し、さらに審議会の役職名（会長、副会長）を記載する。

(3) 会議録の公開方法

- ・会議資料は、原則として会議終了後、市役所木田庁舎（市政情報コーナー）、総合事務所、出張所等へ備え置くとともに、市のホームページで公開する。
- ・議事録は、会議における議事の経過及び発言の要旨とし、事務局が作成後、会長及び副会長の確認を経て会議資料と同様の方法により公開する。
- ・なお、発言者の委員名についても公開する。